

四

發行方法の適

三

用振替法

二 一

の法律発行項及び根拠

○ 令二行条件等を次二月九日

政府資金調達事業取扱規則(平成十一年基づき、大蔵省の規定による)。

財務大臣 野田佳彦
国庫短期証券(第百六十八回)

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「争は受けるもの」とい
市る参て札發によ「争は受けるもの」とい
場も加、「と行
特の者財同「發行格付本銀も「争は受けるもの」とい
別にご務時と競し銀行のう。」
参よと大にい「争て行」とう。」
加るに臣行う「争て行」とう。」
者発応がわ「下入行」とう。」
・行募各れ及「札わするれ。」
第へ限國るび価「れ。」
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競I加場 行争の		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 百 百 千 千 円 二 百 六 十 億 十 億 二 百 千 七 百 九 九 万 十	四三八四 千千万兆 二八六四 百百千千 円二四百 十百六 六五十 億十億 二円八 百千 七六 十九 九	額千額 面万面 金円金 額額 でで 三千兆 八四千 百二百 七十七 億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		償 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 競 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 競 價 加 場	札 格 行 競 價 格 日	
平 成 二 十 三 年 一 月 三 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 。 そ が 月 の 銀 翌 行 業 業 日 に	償 當 る と 、 償 は 、 期 つ 。 き 百 翌 業 業 日 に	た だ し 、 三 年 四 年 、 月 月 二 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 四 額 四 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九 九	額 額 錢 額 百 厘 五 毛 以 九 九 十 九 ぞ 九	額 額 錢 額 百 厘 五 毛 以 九 九 十 九 ぞ 九
								す る 。 整 數 は の 記 額 は 、 最 低 も の と 金